

会 議 録

会 議 名	令和3年度第1回山陽小野田市子ども・子育て協議会
開催日時	令和3年11月10日(水) 18時30分～21時00分
開催場所	山陽小野田市役所3階 第2委員会室
出席者 (敬称略)	伊藤一統(会長)、吉岡智代(副会長)、大和昇太、上田隆史、柳井由美子、渡邊和憲、竹田佳枝、植木朋子、静間佳代、山本時弘、久保麻美、草田和枝、松村孝子、岡村浩美、山本眞理子(15名)
欠席者 (敬称略)	野村祐希、佐古幸恵、長谷川万久、有田光枝、綱井健哲(5名)
事務担当課 及び職員	福祉部 兼本裕子(部長) 子育て支援課 長井由美子(課長)、別府隆行(主幹)、野村豪(主査兼保育係長)、 西村真愛(子育て支援係長) 健康増進課 古谷直美(健康増進係長)
会議次第	1 開会 2 委員、事務局員自己紹介 3 議事 1 第二期子ども・子育て支援事業計画の令和2年度実施状況について (1) 教育・保育提供体制の充実 (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実 2 令和3年度子育て支援課の主要施策について 3 保育所の利用定員について 4 保育所・幼稚園の利用定員変更について 5 公立保育所再編基本計画の変更について 4 その他 5 閉会
配布資料	・令和3年度第1回山陽小野田市子ども・子育て協議会資料(資料1) ・保育所の利用定員について(資料2) ・保育所・幼稚園の利用定員変更について(資料2) ・山陽小野田市立公立保育所再編基本計画の変更について ・子ども・子育て支援法(一部抜粋) ・山陽小野田市子ども・子育て協議会条例 ・山陽小野田市子ども・子育て協議会名簿 ・座席表
傍聴者	なし

<p>概 要</p>	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の公開について決定 ・部長あいさつ ・協議会成立要件の確認 <p>20名の委員のうち15名の委員が出席しており協議会は成立</p> <p>2 委員・事務局員自己紹介</p> <p>3 議事</p> <p>1 第二期子ども・子育て支援事業計画の令和2年度実施状況について資料1に沿って事務局から説明</p> <p>【主な質疑】</p> <p>(委員) 児童クラブの入所の基準について、月15日以上、1日4時間以上の就労が条件になっているが、育児短時間勤務制度等、多様な働き方があるので、10日前後の勤務でも就労が証明できる日は、預かれるなど緩和したルールが加わるともっと利用しやすくなると思うがどうか。</p> <p>(事務局) 令和2年度の放課後児童クラブ待機児童は、ゼロになっているが、本来高学年まで受入れしなければならない中で、受入れが出来ていない児童クラブが何か所かある。そのような状態の中で、現在の入所基準を満たさない方をさらに受け入れるとなると、待機児童が生じるということにもなりかねないので、月15日以上勤務という要件は、そのまま残していきたいと考えている。</p> <p>(委員) 基準で線引きすることは理解できるが、共働きや育児短時間勤務など世の中で働きながら、子どもを育てていこうという流れからすると逆行している基準に思えるが、どうか。</p> <p>(事務局) 現時点では市では、条例、規則、要綱等でいろいろ定めており、それに則った運用を行っているところである。いただいた意見について、児童クラブの入所状況を見ながら、参考にさせていただき、状況が許すものであればそういう拡充についても検討していきたいと思う。</p> <p>(委員) 高学年の児童を受け入れができていないことを理由に入所基準の緩和ができないと答えられるのは残念でならない。働き口がある以上働きたいという人が、こういったルールがあるために働けない現状もあるので、高学年の児童を児童クラブに入れる必要性等も踏まえ検討してほしい。</p> <p>(事務局) 児童クラブの条例では児童クラブに入るお子さんは、小学校在学児童となっており、一部の小学校区でこれが守れていない、3年生までの受入れしか出来ていないという状況は、市として何とか</p>
------------	---

改善していかなければいけないと考えている。例えば6年生と1年生と、どちらしか入れないという事態が生じた場合、その優先順位を付けるが、1年生のほうが点数が高くなって、そういう場合には1年生を優先して入所させるというような仕組みもとっている。今はそういった一定の定めたルールの中で運用しているが、この協議会でいただいた意見であるので、今後については、状況を見て拡充が許せば、前向きに検討していきたいと思う。

(会長) 児童クラブは、平成27年度に新制度が走り始めたことによって6年生まで対象年齢が上げられたが、山陽小野田市ではまだそこまで全部を対応出来てないというのが現状であり、いろいろな関係もあると思うが物理的にも難しい、ハードウェアが足りないというところがある。また指導員さんの確保が難しい、それから質が担保出来ないというようなことが問題になったりもしている。非常にいろんな問題を抱えているので、委員から指摘があったように検討していく課題ではあると思うが、すぐに、事務局から改善の回答をもらえるという話でもないで、皆さんの立場からいろんな意見いただいて、解決策になっていくように集約していければなというふうに思う。中間見直しのときには少し何か附帯意見か何かをつけることが出来たらと思う。

(委員) 一時預かり事業の幼稚園の預かり保育について、実績の数は、延べ人数ということによいか。

(事務局) 延べ人数になっている。

(委員) その対象園としては、小野田小百合幼稚園、高千帆小百合幼稚園、小野田めぐみ幼稚園の新制度移行園のみを対象とした計算になっているのか。

(事務局) その通りです。

(委員) 我々は、新制度に移行していない幼稚園だが、預かり保育は行っている。一つの線引きとして、新制度に移行している園かそうでないかということがあると思うが、この協議会で、こういった報告をするのであれば、山陽小野田市に存在する幼稚園全体の実数を調査いただいて、この計画でそれに対しての実績を報告していただく方がいいのではないかと。量の見込みの計画としては、延べ2万人という計画を立てられているが、新制度の幼稚園3園だけでは絶対にクリア出来ない。我々の幼稚園に通ってる園児、1園大体100人ぐらい通っているが、3歳以上の子どもたちで、ほぼ半数以上が毎日預かり保育を利用されている。新制度に移行しているしていないかで線引きせずに、この地域に通ってる子どもたちという一つの基準で考えていただければと思う。

(事務局) いわゆる「新制度」と呼ばれる子ども子育て支援制度が平成27年度から開始したもので、根拠となっている子ども子育て支援法の条文に基づいて、この子育て支援事業計画を作っている関係で、ここに掲載している一時預かり事業についての数値は、現状では新制度に移行した園が行っている一時預かり事業、子ども子育て支援法に基づく事業ということで掲載をしてきた。せっかく意見をいただいたので、今後については検討し、よりよい計画となるように考えていく。

(会長) 「新制度」について説明をすると、幼稚園は文科省、保育所は厚労省と管轄が異なるが、新制度は内閣府が管轄しており、幼稚園は従来どおりか、新制度に移行するか選択できるようになっている。子ども子育て支援事業計画は、内閣府の管轄の制度のみとなっているため、結局その新制度に移行した園だけがカウントされてというのが事務局の説明だったということになる。しかし、実態を把握したほうがいいと思うので、縦割りで考えないほうがいいと思う。

(委員) うちが3年生までが児童クラブで、4年生は夏休み冬休みも自宅で過ごしている。これを6年生まで入れるというのが疑問で、4年生からみんな家で留守番できるのに、なぜわざわざ入れなければいけないのか。今現実でも低学年で年間保育は要件を満たさないが、長期のみは要件を満たしているため入れるはずだが、待機で入れないという話を周りから聞く。6年生まで受け入れしなくても低学年3年生まで何とか夏休み等、親の就労時間の時だけでもいいので、受け入れられる環境を整えてほしい。

(事務局) 先ほども申し上げたが、平成27年度に新しい制度が始まったときに児童クラブに通うことができる子どもを小学校在学児童と定めた。これがあるので現状では、6年生まで受入れが出来てない児童クラブがあるというのは条例にそぐってない状態で、改善していかなければいけないという思いが強くある。市内の児童クラブの入所状況をを見ると、6年生でも通っているお子さんもおり、低学年までと比べると高学年になれば、需要は少なくなるというのは事実だと思うが、需要がゼロではないというのもまた事実である。全ての校区で、6年生までの受入れが今出来てない状況であるが、待機児童が発生しなくて6年生まで受入れができるところについて今6年生までの受入れを行っているというような状況です。実際に全く同じ家庭の条件で1年生と6年生のお子さんから申込みがあった場合には、これも先ほど申し上げたとおり、優先順位をつけて1年生のお子さんを優先的に入れるような仕組みも今そういうルールに基づいて、入所の判定をしているので、そういったことも御理解いただければと思う。

(委員) ファミリーサポートセンター事業について、なかなか需要と供給のバランスが合わない、達成率も低いという状況もあるが、とてもいい事業取組であると思っている。就学時健康診断のときには、必ず学校に来られて、保護者の方にPRされていることも存じているが、提供会員の一層の確保というところで、まだまだ知らない方が多い事業ではないかと思っている。提供会員の確保のためにいろいろなところに出向いていただいて、どういう事業であるかっていうのもっと説明していただけると、理解も深まったりするのではないかなと感じた。

(事務局) 登録会員数の推移を御覧いただくと、依頼会員（子育てをお願いしたいという方）が300人、一方で提供会員（子育てをしていただける方として登録していただいている方）が40人、両方会員（どちらとも出来るということで登録されてる方）が36人で、依頼会員に対して提供会員の方がやはり圧倒的に少ない状況である。この制度が成り立っていくためには、どうしても提供会員さんの確保が不可欠のため、今でもいろいろなところでPRに努めてきたつもりではあるが、それでもまだこういう状況である。何としてもこれは解決していかなければいけないという認識を持っているので、今いただいた御意見、参考にして、さらなるPRに努めていきたいと思う。

(委員) この制度は、知っているが提供されてる方のお顔とかその声とかを聞いたことがないので、お互いに受けている人も両方の顔とか、声が届くと、もっとより私にもできるかもというような考えにもなるのかなと思うので是非そういう機会も設けていただけたらと思う。

2 令和3年度子育て支援課の主要施策について

資料1に沿って事務局から説明

【主な質疑】

(委員) 新型コロナウイルス感染予防に関する事業について、対象施設が、保育所、児童クラブ、病児保育事業所等となっているが、これ以外に想定される事業所はどちらか。

(事務局) 保育所と一まとめにしているが、一時預かりを行ってれば一時預かり、それから延長保育を行ってれば延長保育、地域子育て支援拠点を行ってれば拠点に対しても、それぞれ別途、補助金の対象となっている。それから母子保健の関係とかココシエ等の関係も補助金の対象となっている。これは国や県の補助金を活用した事業である。幼稚園に対しては、県を通じた補助金の支給が行われているというふうに聞いている。

(委員) 新制度に移行してない従来型の県の管轄の幼稚園については、

	<p>市はどれだけ国から補助がでているか等確認をされていない。山陽小野田市に住むすべての子どもたちに対しての施策を行ってほしいので、新制度に移行していない幼稚園についても配慮してほしい。</p> <p>(事務局) 市の組織規則があり、その中で事務分掌、子育て支援課が担当する仕事について定められている。その中に幼稚園に対する仕事というのは新制度幼稚園に対する運営費の支給等限定的に定められている状況である。子育て支援のための施策として一元的に取り組んでいかなければならないという認識は持っているところであるが、現状としてはそういう事情も御理解いただければ大変ありがたいと考えている。</p> <p>(会長) 委員の御指摘、おっしゃる気持ちは分かるが、管轄が異なる制度での市町村と県の情報共有は、なかなか難しいと思う。補助金に関していうと、もともとの国の財布から出ているので、保育園にも幼稚園にも同じ金額で補助金が出ている。</p> <p>3 保育所の利用定員について 資料2に沿って事務局から説明 質疑なし</p> <p>4 保育所・幼稚園の利用定員変更について 資料2に沿って事務局から説明 質疑なし</p> <p>5 公立保育所再編基本計画の変更について 質疑なし</p> <p>4 その他 健康増進課からスマイルエイジング、新型コロナウイルス感染予防の徹底についてお知らせ</p> <p>5 閉会</p>
--	---